

旨

争議側ハ日約三。田内外。費用要且。田賃多。訓練。女子。病氣其他理由。

因。留置。有。八名。出。相。取。取。取。

争議側。暴。暴。停。何。三。月。七。日。暴。暴。高。書。類。取。取。取。

争議側。暴。暴。停。何。三。月。七。日。暴。暴。高。書。類。取。取。取。

標記工場ニ勞働争議發生セルカ其ノ狀況左記ノ通

記

一 發生ノ場所

(1) 本社 日本橋區蛸殼町ニ、一六番地

(2) 工場 葛飾區金町四丁目ニ七七七番地

二 事業主側

名 稱 東京モスリン紡織株式會社金町工場

事業主 社長 鶴見左吉雄

工場長 小林 權

資本金 一千七十萬二千六百圓(換算) 實收資本

東京モスリン紡織株式會社  
金町工場  
代表取締役社長 鶴見左吉雄  
工場長 小林 權

事業主側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

企業系統ニ於テハ東京モスリン紡織株式會社ノ子會社ニシテ

使用勞働者ノ男一六。女六八七

三 勞働者側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

争議參加者ノ男一三。女五六三

四 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

五 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

六 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

七 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

八 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

九 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

十 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

十一 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

十二 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

十三 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

十四 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

十五 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ

十六 争議側ノ勞働者ハ約六百名ニ達スルモ其ノ中ハ金町工場ニ在リテ